

令和 8 年 4 月 1 日の入所申込みについて

※今年度より保育の必要性の事由が「求職活動」の場合でも、第 1 次募集から申込みができます。

	第 1 次募集	第 2 次募集	第 3 次募集
書類配布開始日	令和 7 年 10 月 9 日(木)	令和 7 年 12 月 1 日 (月)	令和 8 年 2 月 2 日(月)
書類受付開始日	令和 7 年 11 月 4 日(火)		
集中受付日	令和 7 年 11 月 4 日(火) 令和 7 年 11 月 5 日(水)		
申込書受付終了日	令和 7 年 11 月 28 日(金)	令和 8 年 1 月 30 日 (金)	令和 8 年 2 月 13 日 (金)
申込書配布場所 申込書提出場所 (受付時間)	市内の入所第 1 希望の 保育施設 (9:00～16:00)	富士宮市役所 保育支援課窓口 (8:30～17:15)	富士宮市役所 保育支援課窓口 (8:30～17:15)
支給認定証の送付 (保育の必要性の認定)	令和 7 年 12 月下旬	令和 8 年 2 月下旬	令和 8 年 3 月下旬
利用調整結果通知書 (園の決定通知書)の送付	令和 8 年 2 月上旬		
保育料決定等の通知の送付	令和 8 年 3 月下旬		

※4 月からの就労等が決定している方は、第 1 次募集から申込みができます。

※集中受付日は、施設によって変更する場合があります。(変更の場合は、施設で書類配布の際に案内があります)

【注意事項】

- 申込受付終了後、保育支援課で審査し、利用調整をします。その結果、第 1 希望の保育施設に入所できない場合は、事前に保護者様に連絡いたします。(第 1 希望の保育施設に入所可能な場合は、事前連絡はありません。)
- 第 2 次募集は、第 1 次募集で申し込みされた方を審査、調整した後に審査します。
- 第 3 次募集は、第 2 次募集で申し込みされた方を審査、調整した後に審査します。